

労働保険加入促進業務の概要

(参考)

厚生労働省

事業の委託

加入勧奨状況の報告

都道府県
労働局

未手続情報

協議会

※委託先団体が設置

連携・協力の確保

〔保険関係成立
の確認〕

加入勧奨状況
の提供

(勧奨活動が不調の場合)局による指導・職権
成立

受託者

(本部・地方事務所)

※ 労働保険適正加入促進員の配置

未手続事業場の情報収集

- 労働局、事業主団体等と連携・協力など
- 加入勧奨対象事業場の選定

未手続事業への適正加入勧奨及び
労働保険制度の周知・相談対応

- 労働保険適正加入推進員の選定・配置
- 加入促進計画の策定
- 事業主説明会の調整・実施
- 活動状況の把握・分析

事業の効果的实施

- 好事例集の作成
- 労働保険適正加入推進員への指導・監督

その他

- 制度周知パンフレットの作成等

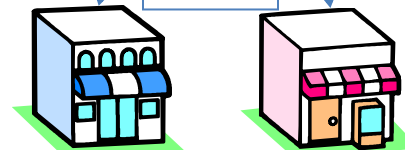
委託

労働保険適正
加入推進員

事業主説明会の実施

戸別訪問による適
正加入勧奨、制度
の周知等の実施

未手続
事業場



☆労働保険適正加入推進員
の活動に対して

【調査説明費】

1事業場あたり1,200円

【成功報酬費】

○労働保険等成立手続
1事業あたり9,000円

(雇用被保険者資格手続
まで至らなかった場合は、
5,000円)